

請 願 第 4 号	平成26年6月4日受理
付 託 委 員 会	議会運営委員会
件 名	陳情の取り扱いを本会議で審議・採決することに関する件
紹 介 議 員	松 崎 寛 文 議員 中 村 健 敏 議員 皆 川 知 子 議員
請 願 要 旨	
<p>去る1月9日、議会運営委員会は、「市民からの陳情の審議は委員会まで」とする案を可決しました。</p> <p>案の提案理由として①法律上保障されない陳情は請願とは区分されるべき②過去3年間で請願4件、陳情77件である③適合する陳情を請願にすることで議会の活性化につながる。などを挙げていますが、市民の選択肢を一方的に狭めて、むしろ議会の活性化に逆行し、かつ、「市民に開かれた議会」の理念にも反するものです。本会議にかけず、委員会どまりとする名目だけの陳情制度は、到底容認できません。そもそも陳情に比べて請願が少ないのは議員側の問題です。</p> <p>従来から陳情は議会全体で議論されてきました。それを、常任委員会の一つにすぎない議会運営委員会にだけの提案、即可決して、議会の運営ルールを変えてしまうことは議会の民主性をも損なうものであり、「開かれた議会」に逆行するものです。</p> <p>総務省は地方自治法第109条第2項での「議案、請願等」の「等」に「陳情を含む」としており、「標準会議規則」でも陳情を「請願の例により処理する」（つまり本会議でも審議する）とされています。また、憲法で保障された請願権に陳情権も含まれるというのが憲法学の定説です。</p> <p>今回の決定は、民意不在の陳情制度改悪であることは明らかです。早急に撤回し、市民の権利である陳情権の保証を求めるものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 陳情の取り扱いについて、従来の取り扱い要綱のとおり「陳情書の取扱いを請願の例による」こととし、常任委員会、本会議での審議と採択を行うこと。</p>	